

HACCP 認定加速化支援事業実施要領

制定 令和3年3月30日2食産第6778号
農林水産省食料産業局長通知
改正 令和 年 月 日 輸国第 号

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和4年●月●日付け●輸国第●●号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表1の区分の欄のIの1の（2）のアの1のHACCP認定加速化支援事業（以下「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体

1 交付等要綱別表1の補助事業者の欄の輸出・国際局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。

農林漁業者の組織する団体、食品事業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、独立行政法人、地方独立行政法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、協業組合若しくは輸出組合又は法人格を有しない団体であって輸出・国際局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）

2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすことを要するものとする。

- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- (4) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。

3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（交付等要綱第6の1の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式1を併せて輸出・国際局長に提出して、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

本事業の内容及び補助対象となる経費の範囲は、次のとおりとする。

輸出先国・地域（以下「輸出先国」という。）が求める輸入条件に適合する施設としての認定等の加速化を図るため、全国を対象に以下の事業を実施する民間団体等に対して支援する。

1 HACCP 研修等の開催

HACCP 認定取得等の加速化を図るため、全国の食品製造・流通業者等を対象に、HACCP の導入に必要な一般衛生管理の徹底や HACCP 認定の取得に向けた研修等を開催する（研修等の内容に応じた資料の作成も含む。）。また、受講者を対象としたアンケート調査等を行う。

（補助対象経費）

講師手当、人件費、旅費、賃金、消耗品費、役務費、委託費等

（補助率）

定額

2 品質・衛生管理専門家現地指導

食品の生産、製造、加工又は流通を行う施設に品質・衛生管理の専門家を派遣し、輸出先国が求める輸入条件に適合する施設としての認定や輸出に対応するために必要な認証取得等を受けるために必要な一般衛生管理の徹底や HACCP による衛生管理の導入等に係る課題について、改善のための助言や技術的指導を行う。

（補助対象経費）

専門家手当、人件費、旅費、賃金、消耗品費、役務費、委託費等

（補助率）

1 / 2 以内

3 品質・衛生管理の指導を行う専門家の育成

食品の生産、製造、加工又は流通を行う施設における一般衛生管理の徹底、HACCP による衛生管理の導入や認定取得等に関する指導を行う専門家を育成するための講習会等を実施する。

（補助対象経費）

講師手当、人件費、消耗品費、役務費、委託費等

（補助率）

1 / 2 以内

4 施設認定支援

輸出先国が求める輸入条件に適合する施設の認定のための審査及び施設認定後に当該施設が輸出先国の求める輸入条件に適合しているかどうかの確認等を行う。

（補助対象経費）

旅費、人件費、賃金、審査員手当、役務費、委託費、消耗品費等

（補助率）

1 / 2 以内

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和4年度とする。

第5 採択基準等

交付等要綱第5の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

1 必須となる基準

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (2) 事業実施主体が事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。
- (4) G F P コミュニティサイト (<https://www.gfp1.maff.go.jp/entry>) に登録していること。
- (5) 第3の4の事業については、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）に基づく登録認定機関であること。

2 優先採択に係る基準

第3の2の事業について、輸出促進法第17条に基づく適合施設の認定に向けた事業内容であること。

第6 事業実施手続

1 事業実施計画の提出

事業実施主体は、交付等要綱第6の1の規定に基づき、別記様式2により事業実施計画を作成し、輸出・国際局長に提出し、必要な調整を行うものとする。

ただし、交付等要綱第6の3の規定に基づく、事業実施計画の変更（同要綱第6の3の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止については、交付等要綱第15の規定に基づく「変更等承認申請書」の提出をもって、これに代えることができるものとする。

なお、別記様式1及び別記様式2に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料等と重複するものは、その添付を省略できるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱第6の3の輸出・国際局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付等要綱別表1のIの1の(2)のアの輸出施設のHACCP等認定に必要な

な支援事業のうち、経費の欄の1の HACCP 認定加速化支援事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更

(4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添の「第1 総括表」の「事業の委託」の欄に記載することにより輸出・国際局長に提出し、必要な調整を行うものとする。

ただし、委託して行わせることのできる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

(1) 委託先が決定している場合は委託先名

(2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第7 事業実施状況の報告及び指導

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、交付等要綱第34の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式2）に準じて事業実施状況報告書を作成し、輸出・国際局長に提出するものとする。

ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 事業実施状況の途中報告

輸出・国際局長は、1の規定にかかわらず、必要に応じて、事業実施の途中、事業実施主体に対し、事業実施状況を報告するよう求めることができるものとする。

3 指導

輸出・国際局長は、2の規定による事業実施状況の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成状況が立ち遅れていると判断する場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなどの必要な措置を講じるものとする。

第8 事業遂行状況の報告

交付等要綱第18に定める事業遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において事業遂行状況報告書を作成し、翌月末までに交付決定者（交付等要綱第9の2に規定する交付決定者をいう。）に提出するものとする。

ただし、交付等要綱第19の規定に基づき概算払を受けようとする場合は、交付

等要綱別記様式第5号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 水産物の HACCP 認定加速化支援事業実施要領（令和2年3月31日付け元食産第5893号農林水産省食料産業局長通知）は廃止する。
- 3 廃止前の2に掲げる通知により令和2年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和4年●月●日から施行する。
- 2 この要領による改正前の要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式1（第2関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

HACCP 認定加速化支援事業特認団体承認申請書

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 年 月～ 年 月）

6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	大企業・中小企業の別	従業員数	資本金	年間販売額	主要事業	備考

- 7 設立目的
- 8 事業実施計画の内容
(注) 事業実施計画の添付をもって記載に代えることができる。
- 9 特記すべき事項
- 10 添付書類 (注)
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（創立総会議事録写し等）
 - (3) その他参考資料(注) 添付資料について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式2（第6、第7関係）

番 号
年 月 日

輸出・国際局長 殿

所 在 地
団 体 名
代 表 者 氏 名

令和 年度 HACCP 認定加速化支援事業実施計画の提出（変更、中止又は廃止）
について

農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付等要綱（令和〇年〇月〇日付け〇輸
国第 XXXX 号農林水産事務次官依命通知）第6の1の規定に基づき、関係書類を添え
て、提出（変更、中止又は廃止の承認）する。

- （注）
- 1 関係書類として別添を添付すること。
 - 2 変更、中止又は廃止の場合には、上記「第6の1」を「第6の3」とすること。
 - 3 変更の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「変更の理由」とし、提出した事業実施計画の事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。
 - 4 中止又は廃止の場合には、本様式中「事業の目的」とあるのは、「中止（廃止）の理由」とし、当該箇所に事業を中止し、又は廃止する理由について記載すること。
 - 5 事業実施結果に係る報告書として本様式を用いる場合には、件名を「年度 HACCP 認定加速化支援事業実施計画の実施結果の報告について」とし、別添「第1 総括表」及び「第2 個別事業実施計画添付資料」には実績を記載すること。

別添

第1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		千円	千円	千円	(1) 委託先名 (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費	
合	計					

(注) 1 事業種類は、交付等要綱別表1の区分により記入すること。

2 事業細目は、交付等要綱別表1の HACCP 認定加速化支援事業の項の経費の欄の区分により記入すること。

第2 個別事業実施計画添付資料

HACCP 認定加速化支援事業

1 事業の目的

--

2 事業の内容

--

3 事業の実施方法

--

4 事業の実施スケジュール

--

5 事業の実施目標（達成すべき成果）、波及効果

(例) 現地指導を実施した施設における輸出施設の認定数を増加させ、輸出の拡大を促進する。
--

6 事業成果・効果の検証方法

--

7 添付資料

- (1) 必要に応じて資料を添付すること。
 - (2) 記載事項、別添第1及び第2について既に提出している資料の内容と重複している場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注) 2～4については、第3の1～4の事業ごとに記入すること。